

4. 届出内容の修正

①化学物質対策グループ（06-6615-7988）に連絡をする。

届出後に届出ファイルに不足があった場合や、誤りが見つかった等の理由で、届出内容を修正したい場合は、データ管理の観点から、再度申請するのではなく、行政側が「差戻」処理を行った後に修正をしていただきたいので、お手数おかけしますが、化学物質対策グループまで、お電話ください。

なお、行政側からの指示に基づき修正する場合は「差戻」処理を実施済みですので、修正時の連絡は不要です。

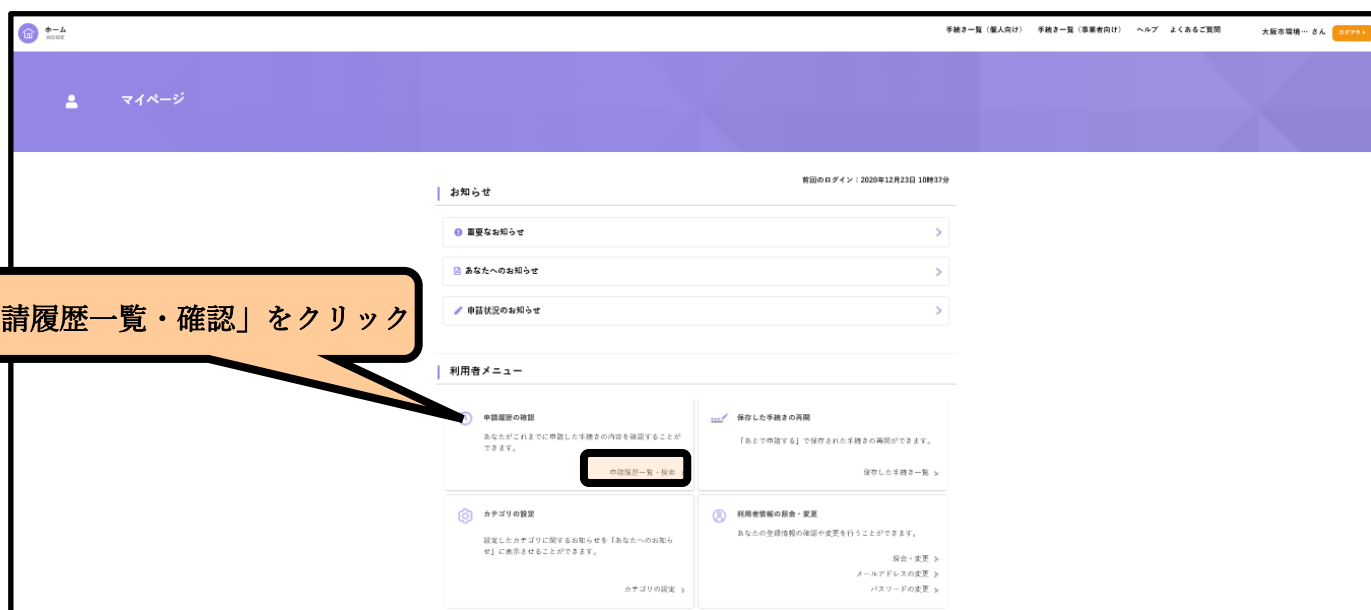
②ホーム画面にて、右上に表示される「事業者名」をクリック

ログインした状態で、ホーム画面の右上に表示される事業者名をクリックします。
※利用者登録した際の事業者名（法人名）が表示されます。



③ 「申請履歴一覧・確認」をクリック

「マイページ」が表示されますので、「利用者メニュー内」にある「申請履歴一覧・確認」をクリックします。



④ 「申請内容を修正してください」と記載のある届出をクリック

これまで、申請した届出の一覧が表示されますので、「申請内容を修正してください」と記載のある届出をクリックします。



⑤ 「申請内容を修正して再申請する」をクリック

「申請内容照会」画面が出てきますので、申請状況が「申請内容を修正してください」になっていることを確認の上、画面下部にある「申請内容を修正して再申請する」をクリックします。

The screenshot shows the 'Application Content Inquiry' (申請内容照会) page. The page is divided into sections: 'Application Status' (申請状況), 'Basic Information' (基本情報), and 'Other Attachments' (その他の届出). The 'Application Status' section shows 'Application Content Correction Required' (申請内容を修正してください). The 'Basic Information' section shows 'Application Number' (申込番号: 21699917), 'Application Name' (手続き名: 大塚市化学物質管理制度に基づく届出書), and 'Application Date' (申込日時: 2020年12月23日 11時16分). The 'Other Attachments' section shows '(未入力)'. At the bottom of the page, there are three buttons: 'Application Content Correction and Re-application' (申請内容を修正して再申請する), 'Cancel this application' (この申請も取り上げる), and 'Back' (戻る). Three callouts are present: a black callout pointing to the 'Application Content Correction Required' status, a green callout stating 'Please confirm the presence of the message "Application Content Correction Required"', and an orange callout pointing to the 'Application Content Correction and Re-application' button, stating 'Click the submission with the message "Application Content Correction Required"'. The page header includes 'Home' (ホーム), 'Application List (Individual)' (手続き一覧 (個人向け)), 'Application List (Business)' (手続き一覧 (事業者向け)), 'Help' (ヘルプ), 'About Us' (よくあるご質問), and 'City of Otsu' (大塚市環境— さん) with a 'Logout' (ログアウト) button.

⑥ 「次に進む」をクリック。

⑤の手順を完了すると、初回届出時と同様の画面（2-1 ページ）が出てきますので、ページ下部にある「次に進む」をクリックします。

内容詳細

大阪府化学物質管理制度に基づく届出書

1 お願い

次の事項にご協力をお願いします。

(1) 添付ファイルの更新について ※重要
第一種管理化学物質の排出量・移動量・取扱量（様式第23号の16）のファイルについては、毎年度新たな様式を使用してください。また、セルや列の追加や削除、およびセルの結合を行わないでください。
※毎年、排出量等の公表資料作成のため、提出いただいたエクセルファイルを大阪府が作成したシステムに取り込む必要がありますが、様式が変更されると取込エラーが発生し、ファイルの修復作業等に時間を要する場合がありますことから、毎年ご協力をお願いします。

受付終了日
随時受付

問い合わせ先
環境局環境管理部環境管理課化学物質対策グループ
メールによるお問い合わせ：✉
電話番号：0666157988

次へ進む >

あとで申請する

「次に進む」をクリック

⑦-1 申請内容の入力（届出ファイルの差替え）

⑥の手順を完了すると、初回届出時の届出内容が反映された「申請内容の入力」画面になりますので、修正する元のファイルを一旦「取消」し、修正後のファイルをアップロードしてください。

ホーム HOME

手続き一覧（個人向け） 手続き一覧（事業者向け） ヘルプ よくあるご質問 大阪市環境…さん ログアウト

申請内容の入力

1 申請内容の入力 2 申請内容の確認 3 申請の完了

大阪府化学物質管理制度に基づく届出書

差戻し理由
不備

事業者名
届出書の「事業者の名称」に記載していると入力してください。なお、医療業の事業者は、「事業所の名称」に記載していると入力してください。

大阪市環境局

事業者名（フリガナ）

1 排出量・移動量・取扱量（様式第23号の16）
第一種管理化学物質排出量届出書を添付してください。
※毎年、第一種管理化学物質の排出量等の公表資料作成のため、提出いただいたエクセルファイルを大阪府が作成し専用のシステムに取り込む必要がありますが、様式が変更されるとエラーが発生し、ファイルの修復作業等に時間を要する場合があります。届出様式は毎年更新。届出様式一覧（大阪府）
より入し、行や列の追加や削除、セルの結合をしないでください。

アップロードするファイルを選択
アップロード完了：排出量届出_大阪市環境局_化学物質対策グループ_20.xlsx 取消

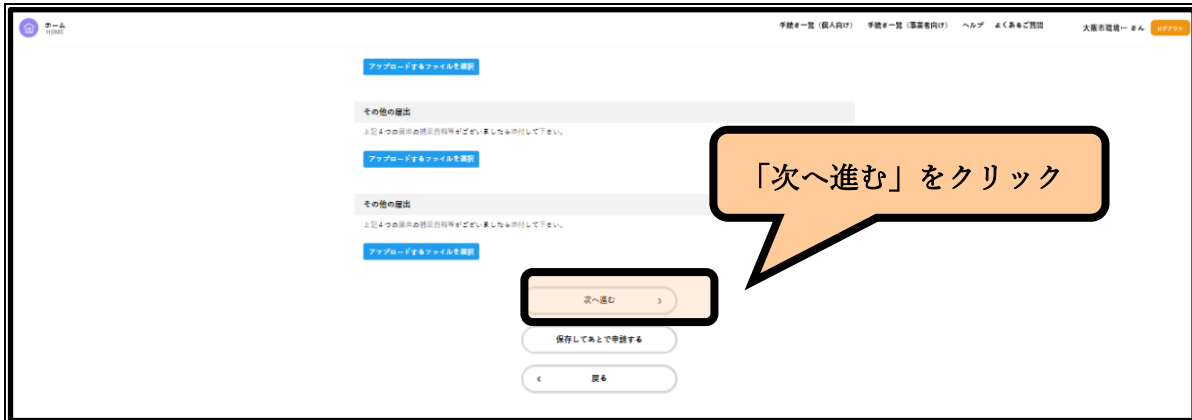
2 管理目標決定及び達成状況（様式第23号の15） 従業員数が50名以上の事業所は必須
化学物質管理目標決定及び達成状況届出書を添付してください。目標達成年度が2019年度の場合は、2020年度（以下）に係る届出書についても作成し、3に添付してください。

アップロードするファイルを選択
アップロード完了：目標_大阪市環境局_化学物質対策グループ_20.xlsx 取消

差替をしたい届出ファイルの「取消」をクリックし、再度正しいファイルをアップロード

⑦-2 申請内容の入力（届出ファイルの差替え）

⑦-1の手順において、修正したいファイルの差替えが完了しましたら、画面最下部にあります「次へ進む」をクリックします。



⑧申請内容の確認

⑦の手順で入差替えをした届出ファイルが修正後の正しいものになっているか、確認した上で、間違いなければ画面最下部にある「申請する」をクリックします。
※誤りがあった場合は、「戻る」をクリックすれば④の画面に戻り、修正することができます。



⑨最終確認

最終確認の画面になりますので、間違いなければ「OK」をクリックします。



⑩届出完了の通知

⑨で「OK」をクリックすると、受付完了をお知らせする画面に移ります。
以上で手続きは完了です。



5. 利用者登録情報の確認・変更等（パスワードの変更も含む）

① ホーム画面にて、右上に表示される「事業者名」をクリック

ログインした状態で、ホーム画面の右上に表示される事業者名をクリックします。
※利用者登録した際の事業者名（法人名）が表示されます。



② 「利用者情報の照会・変更」内にあるメニューをクリック

「マイページ」が表示されますので、利用者メニュー内の「利用者情報の照会・変更」にある、「照会・変更」「メールアドレスの変更」「パスワードの変更」のメニューより、希望するものをクリックし案内に従い手続きを進めてください。
※「照会・変更」：事業者名や担当者名、連絡先等を変更できます。

